

弁護士法人設立の手引き

日本弁護士連合会

目 次

1. はじめに	1
2. 弁護士法人設立の流れ	1
3. 弁護士法人設立の要件	2
4. 弁護士法人の業務内容	2
5. 弁護士法人の定款の作成について	3
6. 設立登記	6
7. 弁護士会及び日弁連への入会の届出	7
8. 従たる法律事務所の設置に伴う入会等について	8
9. 諸官庁の届出	9

参考資料

1 弁護士法抜粋（平成14年4月1日改正施行部分）	11
2 日本弁護士連合会弁護士法人規程	19
3 組合等登記令（抄）	23
4 弁護士法第30条の5の業務を定める省令（法務省令第62号）	25
5 参考定款	
(1) 一人法人のタイプ	26
(2) 従たる法律事務所を設置するタイプ（2つ以上の地域にわたって）	27
(3) 大規模事務所の例	31
6 日本弁護士連合会弁護士法人の社員となる資格証明書等規則	35
7 モデル登記申請書	46
8 日本弁護士連合会弁護士法人の届出に関する規則	52

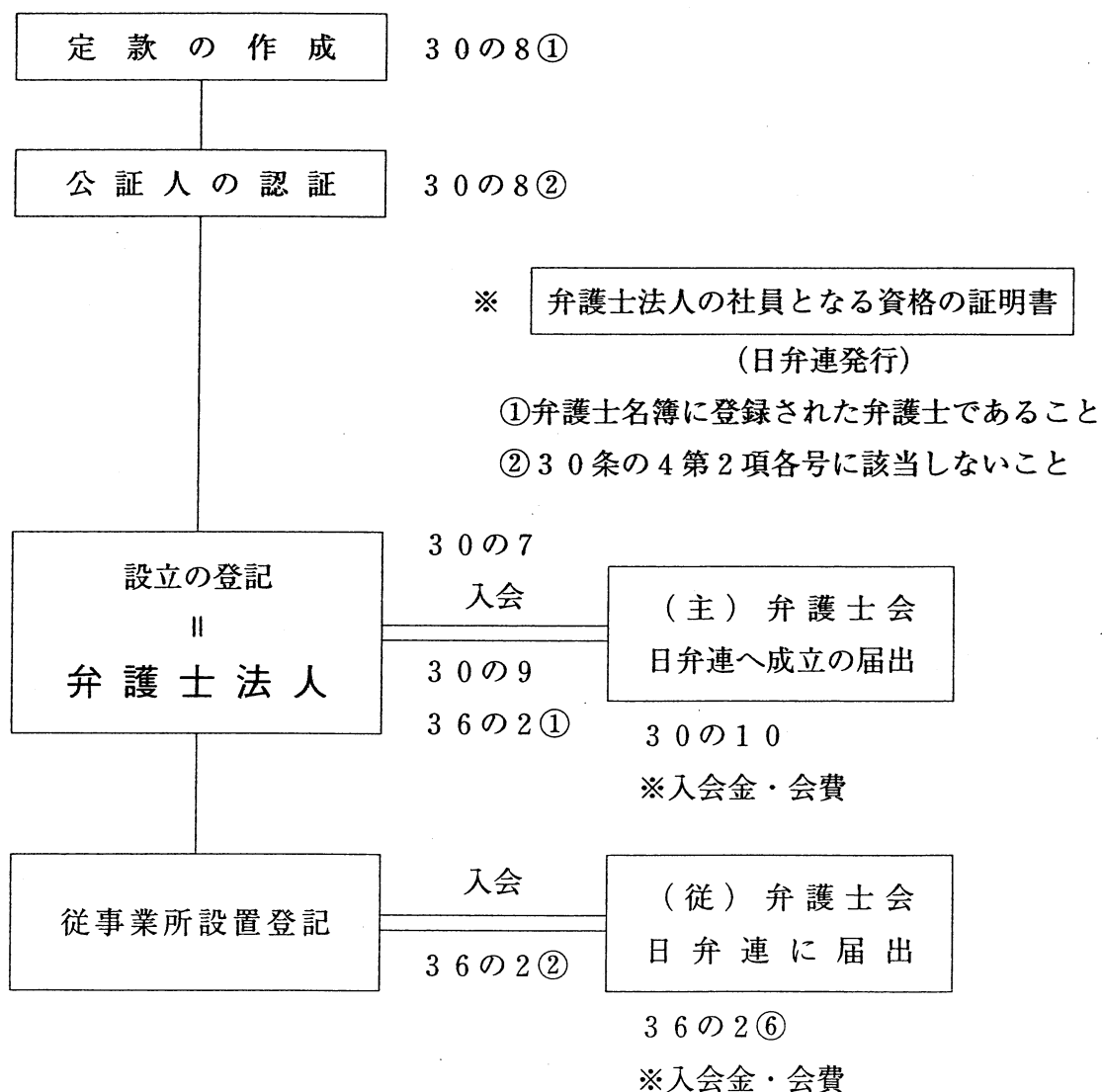
1. はじめに

平成13年6月1日弁護士法の一部改正法が成立し、同年6月8日公布されました。平成14年4月1日から施行されます。これにより弁護士法人の設立が可能になりました。

弁護士法人は、弁護士が法人組織によって法律事務を取り扱う道を開くことにより、高度に専門化した多様な法律サービスを安定的に供給することを可能にし、多様化する国民の法的需要にこたえるなど、その利便性の向上に資することを目的とするものです。

以下は、弁護士法人の設立の登記に必要なとなる手続について、参考のために解説したものです。なお、本文中かっこ内の数字は、特に限定がない限り弁護士法の条文です。

2. 弁護士法人設立の流れ



3. 弁護士法人設立の要件

(1) 人的要件

①社員は弁護士のみです（30の2①, 30の4①）。

外国法事務弁護士、準会員などは、社員になれません。

司法書士、弁理士など他の専門資格者も社員になれません。

②社員は1人以上です（30の8, 30の22①7, 30の23）。

③社員となる弁護士が次の事由に該当していないことが必要です（30の4②, 30の18①）。

(i) 業務停止中であること。

(ii) 弁護士法人が除名され、又は業務停止の懲戒処分を受けた場合において、当該処分を受けた日以前30日以内に社員であった者で処分の日から3年（業務停止の場合は、業務停止の期間）を経過していないこと。

(iii) 他の弁護士法人の社員でないこと。

(2) 物的要件（財産的基礎）

法的要件としては定められていませんが、事務所を開設し、従業員を雇用したりするため、それなりの財産的基礎が準備されることになります。

社員の出資に関する事項は、定款の記載事項とされています（30の8③6）。また、社員2人以上で設立する際には、出資の割合及び損益の分配割合が合意されることになるでしょう。

(3) 法人の名称について

①弁護士法人はその名称中に「弁護士法人」という文字を使用することが義務付けられています（30の3）。

②①以外の規制は、弁護士法上は存在しません。

但し、サービスマークとして登録している場合における商標法上の問題や不正競争防止法上の規制などは別論です。

③弁護士法人において「法律事務所」という文言を使用すべきか否かも、弁護士法上の規制としてはありません。要は「弁護士法人」が使われていればよく、「弁護士法人ひまわり法律事務所」又は「ひまわり法律事務所弁護士法人」と表示することも、「弁護士法人ひまわり」と表示することも可能です。

4. 弁護士法人の業務内容

(1) 法人の業務となりうるものは、以下のとおりです（30条の5）。

①弁護士業務（弁護士法3条1項）

- ②弁理士業務（弁護士法 3 条 2 項）
 - ③税理士業務（弁護士法 3 条 2 項）
 - ④法令等により弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務（但し，定款に定めることが必要）
- (2) 法務省令で定める業務
- ①当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって行う管財人，管理人等
 - 【例】裁判所が選任するものとして会社更生法上の保全管理人，管財人，民事再生法上の管財人，当事者が指定する遺言執行者など
 - ②当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により，後見人，保佐人，補助人等の地位に就き，他人の法律行為について代理，同意，若しくは取消を行う業務等
 - 【例】裁判所が選任する法定後見人や任意後見契約に基づく任意後見人，その後見監督人，保佐監督人など
 - ③当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により，他人の業務・財務の状況，変態設立事項，資産の価格その他法律事務に関連する事項についての調査，報告又は証明業務
 - 【例】関係人の依頼による変態設立事項の調査・証明業務，いわゆるデューデリジェンス（適正評価）業務，SPCの特定資産の価格調査・評価業務，各種事実関係調査（不法行為，特許権侵害の事実調査，債務者の所在確認調査）など
 - ④弁護士又は弁護士業務に関連する講演会開催，出版物の刊行その他の教育及び普及の業務
 - 【例】弁護士，弁護士事務所の事務職員等に対する研修・教育，法律実務に関する講演会，セミナーの開催，法律図書の出版・販売，法律実務に関するソフトウェアの開発・販売など
 - ⑤法律事務に附帯し，又は密接に関連する業務
 - 【例】法律関係文書の翻訳，法律事務それ自体とはいえない各種付随業務など

5. 弁護士法人の定款の作成について

- (1) 設立にあたっては社員となろうとする弁護士が定款を定めなければならないとされています（30の8①）。
- (2) 弁護士法人の定款には，商法167条が準用され，公証人の認証が必要とされています（30の8②）。
- (3) 定款に記載すべき事項は以下のとおりです（30の8③）。

○目的（1号）

法人の目的及び法人が営む業務の範囲を定めます。目的として「弁護士法 3 条の業

務」とする記載は、それ自体でどのような業務であるかが一般に分かりにくく、又弁護士法3条には弁護士業務と弁理士・税理士業務とを含んでいることから、適切ではないと考えられます。

法務省令で定める業務(p.3)を行うときは、定款にその定めをおくことが必要となります(30の5)。

○名称(2号)

「弁護士法人」という文字を使用しなければならないほかは、弁護士法上の制限がないことは前述(p.2)のとおりです。

○法律事務所の所在地(3号)

主たる法律事務所も従たる法律事務所もすべて法律事務所であり、法人が設ける法律事務所全てについて所在地を記載すべきこととなります。

所在地は、所在の場所ではなく最小行政区画を指します。

例えば、「本法人の法律事務所は東京都××区に置く」と規定することで足りませんが、もちろん、番地やビル名まで記載することは差し支えありません。

○所属弁護士会(4号)

弁護士法人も弁護士と同様に所属弁護士会の指導・監督を受け、非違行為があれば懲戒の対象となります(56)。

弁護士法人は、主たる法律事務所所在地の弁護士会(以下「主・弁護士会」といいます)と日弁連に当然に入会するものとされ、主・弁護士会及び日弁連の指導・監督を受けます。また、従たる法律事務所を設けたときは、従たる法律事務所所在地の弁護士会(以下「従・弁護士会」)の会員となり、従・弁護士会、主・弁護士会及び日弁連の指導・監督を受けます。

もし、弁護士法人が東京にあるときは、弁護士会が複数存在しますから、どの弁護士会に所属するのかが決める必要がありますが、その選択を弁護士法人に任せ、定款に記載した弁護士会を所属弁護士会とするものとしています(36の2①,②)。また、東京にある弁護士法人が所属弁護士会を変更するときは、定款を変更することにより行なうことができます(36の2④)。しかし、弁護士法人は、同一の地域にある複数の弁護士会に所属することはできないものとされています。例えば、主たる法律事務所が東京都千代田区、従たる法律事務所が東京都新宿区というように、東京に二つの法律事務所が存在する場合において、主たる法律事務所の所属会を東京弁護士会とし、従たる法律事務所の所属会を第二東京弁護士会とするような所属弁護士会の選択は認められていません(36の2⑤)。

○社員の氏名、住所及び所属弁護士会(5号)

ここでいう所属弁護士会は、社員弁護士が自然人たる弁護士として登録している所属弁護士会を指します。

社員の氏名及び住所は、登記事項とされています。

○出資に関する事項（6号）

出資の目的及び価格を記載します。出資の種類は金銭に限らず、その他の財産、労務、信用でも構いませんが、その価格又は評価の基準を記載する必要があります。

金銭以外の出資についての評価は、原則として無限責任社員間の契約問題として当事者間の約定によりますが、税法上は社員から法人への譲渡となり譲渡益があれば課税されることがあります。

○業務執行に関する事項（7号）

社員がすべて業務を執行する権利を有し義務を負うことを記載します（30の12）。もし、業務執行の権利義務を有しない社員をおくときは、定款にその旨を定めることが必要です。また、社員弁護士は、各自代表が原則ですが（30の13）、定款に代表権を有する者を定めることもできます。

(4) その他の記載事項

必ず定めをおかなければならないものではありませんが、以下の事項のように法定の要件と異なる定めをするときは、定款に定めをおく必要があります。

○損益分配の割合（30の27③，商68，民674）

社員の出資価格割合によらない分配又は負担割合を定めるときは、その定め

○代表権（30の13①②）

代表権を有する者を定めることができますので、その定めや、共同代表の定めがあるときは、その定め（30の27④，商77）

○社員弁護士の脱退の理由（30の21①）

定年を定めることなどが考えられます。

○弁護士法人の解散理由（30の22①）

○解散時の法人財産の処分方法（30の27⑦，商117①）

○定款変更の定め（30の27③，商72）

定款変更の議決権についての定め

○社員総会の定め

等が考えられます。

(5) 定款の記名押印、公証人の認証

定款は、商法167条の準用により公証人の認証が必要ですが（30の8②）、定款の作成が真正に行われたかどうかの確認のため公証人から印鑑証明書を求められますので、定款には社員全員が実印により記名押印しておくことが適切と思われます。

定款認証にあたり公証人役場に提出すべき書類は、以下のとおりです。

①定款

②社員全員の印鑑証明書

- ③代理人によるときは、委任状及び印鑑証明書
- ④日弁連が発行した社員資格証明書（提示のみ）

6. 設立登記

- (1) 弁護士法人は、組合等登記令（以下「令」という。）の定めるところにより、登記をしなければなりません（30の7）。
- (2) 弁護士法人は、主たる法律事務所の所在地において設立登記することによって成立します（30の9）。
- (3) 登記手続
 - ① 申請人
 - ・ 設立の登記は、法人を代表すべき者の申請によって行います（令25、商業登記法55①）
 - ・ 代表者の定めがあれば代表者が、その定めがないときは社員の1人が行います。
 - ② 登記の時期
 - ・ 設立の登記は、設立に必要な手続が終了した日から2週間以内に、主たる法律事務所の所在地においてしなければなりません（令3①）
 - ・ 設立と同時に従たる法律事務所を設けたときは、設立の登記をした後2週間以内に、従たる法律事務所の所在地においても登記をしなければなりません（令3③）
 - ・ 法人成立後に従たる法律事務所を設けたときは、主たる法律事務所の所在地においては2週間以内に、従たる法律事務所の所在地においては3週間以内に登記をしなければなりません（令4①）
 - ③ 登記事項（令2）
 - i 目的及び業務
 - ii 名称
 - iii 事務所
 - iv 代表権を有しない社員の氏名及び住所
 - v 代表権を有する者の氏名、住所及び資格（特に法人を代表すべき社員を定めた場合における当該社員の登記上の資格は定款等の定め如何にかかわらず、すべて「代表社員」です）。共同代表の定めがあるときは、その定め
 - vi 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
 - ④ 添付書類（令16）
 - i 定款
 - ii 代表権を有する者の資格証明書

代表社員につき弁護士の資格証明書及び弁護士法30条の4第2項の各号に該当しないことの証明書（これらは、日弁連から「弁護士法人の社員となる資格証明書」として発行される。）。総社員の同意により代表社員を定めた場合は、総社員の同意書（就任承諾書を兼ねることができる。）。定款で具体的に代表社員を定めた場合は定款で足りる。

iii 令2条6号に掲げる事項については、その事項を証明する書面

(a) 代表権を有しない社員の氏名及び住所

弁護士の資格証明書及び弁護士法30条の4第2項各号に該当しないことの証明書（これらの証明書は、日弁連から「弁護士法人の社員となる資格証明書」として発行される。なお、その者が社員であることを証する書面は、定款で足りる。）

(b) 共同代表の定めがあるときは、その定め

当該定めについて総社員の同意書（定款で定めたときは、定款で足りる。）

iv 代理人により登記申請する場合は、委任状（令25，商業登記法18）

(4) 登記事項に変更を生じた場合

上記の登記事項に変更を生じた場合は、主たる法律事務所の所在地では2週間以内、従たる法律事務所の所在地では3週間以内に、変更の登記をしなければなりません（令6①）。

7. 弁護士会及び日弁連への入会の届出

(1) 弁護士法人成立（入会）の届出

弁護士法人は設立と同時に主たる法律事務所の所在地の弁護士会（東京の場合は定款に定めた弁護士会）に入会するものとされ、その会員となります（36の2①）。しかし、弁護士会では、法人が成立したこと（登記の完了）が直ちに分からないため、弁護士法人に届け出をしてもらうこととなります（30の10）。

届出は、成立の日から2週間以内

届出先は、所属弁護士会及び日弁連

添付書類は、登記簿謄本及び定款写し

従たる法律事務所を設けたときの弁護士法人の所属弁護士会は、主たる法律事務所所在地の弁護士会及び従たる法律事務所所在地の弁護士会の双方となりますので、設立時に（又は設立後に主たる法律事務所所在地において従たる法律事務所設置の登記をした時に）主・弁護士会及び日弁連に届けるほか、従たる法律事務所の登記後2週間以内に、従・弁護士会及び日弁連に届け出てください（36の2⑥）。

(2) 定款変更の届出

弁護士法人は、定款を変更したときは、所属弁護士会（主・弁護士会と従・弁護士会があり得ることは上述のとおり）及び日弁連に届け出なければなりません（30の11）。

届出は、変更の日から2週間以内です。

(3) 退会の届出

弁護士法人が法律事務所の移転、廃止により当該地域内に法律事務所を有しなくなったとき又は法律事務所の所在地に二つ以上の弁護士会がある場合（東京）において所属弁護士会を変更したときは、所属弁護士会及び日弁連に対し、退会の届出をしなければなりません（36の2③④⑦）。

届け出は、退会の日から2週間以内です。

届け出先は、所属弁護士会及び日弁連です。

(4) 変更の届出（日弁連規程による）

弁護士法人の重要な変更事項はほとんど定款変更に該当しますので、定款変更の届出によって賄われますが、会則・会規においては、弁護士法人に雇用される使用人弁護士についても届出させているため、その変更があれば届出を要します。

(5) 様式及び手数料

上記各届出書の届出事項及び様式は、参考資料8のとおりです。

手数料は、主・弁護士会と従・弁護士会とで異なることがあります。

(6) 入会金・会費

- ・各弁護士会において定められた入会金・会費を納めなければなりません。
- ・各弁護士会により入会金・会費の額は異なります。
- ・日弁連の入会金及び会費は、設立時に支払えば、その後、従たる法律事務所が増えても法人として一体ですから、追加的に支払う必要はありません。

8. 従たる法律事務所の設置に伴う入会等について

- (1) 設立と同時に従たる法律事務所を設けたときは、主たる法律事務所の所在地において設立登記をした後に、更に、従たる法律事務所の所在地において登記をすることになります（令3③）。

従たる法律事務所の設置が、法人成立後のときは、主たる法律事務所の所在地において2週間以内及び従たる法律事務所の所在地において3週間以内に、それぞれ、登記をします（令4①）。

- (2) 従たる法律事務所の設置と弁護士会入会との関係は、弁護士法36条の2第2項に定めがあり、上記いずれの場合にも、従たる法律事務所の所在地において登記をしたときに、従たる法律事務所の所在する地域の弁護士会の会員になります。
- (3) 社員弁護士が常駐しない従たる法律事務所の設置について

社員弁護士が常駐しない従たる法律事務所を開設するためには、次のような要件が満たされなければなりません。

- ①開設しようとする地域の弁護士会の許可
- ②従たる法律事務所を開設しようとする地が、法人の定款に、法律事務所の所在地として明記されていること
- ③従たる法律事務所の設置の登記
手続は、従たる法律事務所が所在する地域の弁護士会が定める許可手続規程によります。

9. 諸官庁の届出

法人の設立後は諸官庁への届出が必要です。基本的な届出のみ掲げます。

- 1 税務署への届出
 - 法人設立届出
 - 法人青色申告承認申請書
 - 給与支払い事務所の開設届出
 - 源泉徴収税の納期に関する特例承認申請
 - 減価償却資産評価法及び又は償却法の届出
 - 消費税課税事業者の届出
- 2 地方税務事務所
 - 事業開始届出／法人設立届出
- 3 労働基準監督署
 - 労働保険関係成立届
 - 就業規則届
- 4 公共職業安定所
 - 雇用保険適用事業所設置届出
- 5 社会保険事務所
 - 健康保険・厚生年金保険新規適用事業所現況届等

弁護士法人設立の手引き

2001年11月30日発行

編集・発行 日 本 弁 護 士 連 合 会

(〒100-0013)東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL 03(3580)9841 FAX 03(3580)2866